

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月13日

【会社名】 株式会社クレスコ

【英訳名】 CRESCO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 根元 浩幸

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目15番1号

【電話番号】 03 - 5769 - 8011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 財務経理本部長 杉山 和男

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目15番1号

【電話番号】 03 - 5769 - 8011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 財務経理本部長 杉山 和男

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 6,330,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 869,530,000円
(第5回新株予約権)
その他の者に対する割当 8,536,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 1,015,536,000円
(第6回新株予約権)
その他の者に対する割当 8,248,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払込むべき金額の合計額を合算した金額 1,159,048,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額
に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合
算した金額は増加又は減少します。
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及
び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予
約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少しま
す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 4 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	金6,330,000円
発行価格	本新株予約権 1 個当たり3,165円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり31.65円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成29年12月28日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クレスコ 東京都港区港南二丁目15番 1 号
払込期日	平成29年12月28日(木)
割当日	平成29年12月28日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

- (注) 1 株式会社クレスコ第 4 回新株予約権(以下「第 4 回新株予約権」といい、株式会社クレスコ第 5 回新株予約権(以下「第 5 回新株予約権」といいます。)及び株式会社クレスコ第 6 回新株予約権(以下「第 6 回新株予約権」といいます。))とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成29年12月13日(水)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第 4 回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第 4 回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第4回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 第4回新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初3,357円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。) 5 割当株式数の上限：第4回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数12,000,000株に対する割合は1.67%(小数点以下第3位を四捨五入))、割当株式数は100株で確定している。 6 第4回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第4回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：677,730,000円(但し、第4回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 第4回新株予約権には、当社の決定により第4回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株とする(第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第4回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第4回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第4回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第4回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第4回新株予約権の行使価額は、当初4,316円とする。</p> <p>3 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が3,357円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>4 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第4回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第4回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p>
--	---

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第4回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第4回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金869,530,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第4回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第4回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第4回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第4回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第4回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年12月29日から平成31年12月28日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第4回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第4回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第4回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p>

	(3) 第4回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
新株予約権の行使の条件	各第4回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、第4回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年6月29日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権1個当たり3,165円の価額で、第4回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第4回新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第4回新株予約権1個当たり3,165円の価額で、第4回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第4回新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第4回新株予約権1個当たり3,165円の価額で、第4回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第4回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループが事業を営む業界においては、ここ数年で、クラウドやモバイル端末を活用したシステムへの移行、IT基盤システムの統合や再構築、ビッグデータの分析率活用、ソーシャル技術のビジネス活用等、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術)に関連する領域が著しく成長し、平成28年からは人工知能(AI)、ロボティクス、IoT(Internet of Things)等の先端技術が加わり、さらに急激に変化しています。その中でも、今後はAI、IoT、ビッグデータといったデータを経営資源とするための管理基盤の構築、持続可能なIT基盤システムの構築や開発プロセスを確立するAPI(Application Programming Interface)エコノミーの活用、巧妙化するサイバー攻撃に対応するセキュリティ体制の確立等、ビジネス基盤の高度化を志向するトレンドの中、企業の「デジタル変革」に対する取組みが一層加速すると予測しております。

このような経営環境に鑑み、先端技術の獲得、事業領域の拡大、開発体制の強化、人材の育成等を今後間断なく推し進めることが当社グループの成長の原動力となると考えております。当社グループの属するIT産業においては、昨今、M&A及び資本・業務提携を通じた成長の加速がトレンドとなっており、当社グループは、平成23年以降、M&A及び資本・業務提携を成長戦略の重点施策と位置付け、グループ体制の強化(技術の拡充、人材の獲得、顧客層の拡大)を進めております。今後の事業拡大においても、適切なM&A及び資本・業務提携への積極的な投資は、当社グループが持続的な成長を遂げるための重要なポイントとなります。

また、M&Aの案件は、常時、複数件検討しており、昨今、新規のM&Aの案件発掘からクロージングまでの期間が、短期化の傾向にあります。そのため、資金調達のタイミングが合わない場合、機会損失が生じる可能性もあります。このような状況を踏まえ、今後の先端技術の獲得や新たな事業領域の拡大につながるM&A及び資本・業務提携の推進、開発体制の強化、研究開発の充実等を進めるため、当社取締役会は慎重に必要性と合理性の双方の観点から審議を行った結果、本新株予約権による資金調達を行うことを決定しました。

本新株予約権は3種類の新株予約権からなり、ある程度の期間にわたって、株価の動向に応じた柔軟な資金調達を可能とする設計となっており、当社としては、いつ到来するかわからない将来のM&Aの機会に備える一方、既存株主の利益へ配慮し、資本政策の柔軟性を確保するために最適な資金調達手段であると考えています。また、本新株予約権は、その行使に伴って当社が自己株式を交付することにより、自己株式の活用をも可能にするものといえます。

今回の資金調達を通じて上記の投資資金を確保することで、顧客の成長に寄与するサービス・ソリューションの充実を加速させ、当社グループ全体の企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期は、下記「4. 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通りです。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(各本新株予約権につきそれぞれ200,000株ずつ)です。
- ・第4回新株予約権の当初の行使価額は4,316円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%の水準)ですが、当該新株予約権が行使される都度、各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額である3,357円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)を下回ることはありません。
- ・第5回新株予約権及び第6回新株予約権の当初の行使価額は、それぞれ5,035円及び5,754円ですが、当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含みます。)のいずれかの日を修正日として、行使価額を修正することができます。この場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日(以下、本「(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」において「修正日」といいます。)以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額である3,357円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額の修正を行うことができません。
 - 当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合
 - 直前の修正日から6ヶ月以上経過していない場合
- ・下記に記載の通り、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができます。したがって、一定の除外事由が発生した場合を除いては、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使が行われないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降2年間であります。
- ・本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記及びの内容を定めた第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結する予定です。

当社による行使許可

- ・割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間(以下「行使許可期間」といいます。)内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。但し、かかる行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。
 - () 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - () 当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間
 - () 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。
 - () 行使申請を行う本新株予約権の個数が、第4回新株予約権につき700個、第5回新株予約権につき700個、第6回新株予約権につき700個を超えないこと。
 - () 行使許可期間が20取引日以内であること。
 - () いずれかの本新株予約権に係る行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な当該新株予約権が存在していないこと。
- ・割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。

当社による本新株予約権の取得

当社は、平成30年6月29日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、各本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する当該新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、本第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、当該新株予約権の行使を行うことができません。

割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

割当予定先は、平成31年12月13日以降同年12月26日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行が以下に記載の通り他のファイナンス手法の課題を解決するものであることから、当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

過度な希薄化の抑制が可能なこと

・本新株予約権は、潜在株式数が600,000株(平成29年9月30日現在の発行済株式数12,000,000株の5.00%)と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

また、第5回新株予約権及び第6回新株予約権については、株価が行使価額を上回る状況において行使価額の上方修正を行うことが可能で、当初の想定よりも希薄化を抑制することもできます。

・本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、第4回新株予約権については株価が下限行使価額を上回る水準において、また第5回新株予約権及び第6回新株予約権については株価が行使価額を上回る水準においては、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、行使が進まないようにすることができます。

当社が適正と考える株価水準での資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、当社が株価水準が思わしくないと考えられる場合には行使不許可とすることができる一方、株価水準が適正と考えられる場合に行使許可とすることで、当社が望ましいと考える株価水準で資本調達を図ることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

・第4回新株予約権の行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えます。

・本新株予約権の下限行使価額は3,357円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)に設定されており、本新株予約権の行使により交付される株式が市場において上記水準を下回る価格で売却される蓋然性は低いといえます。

・上記「(2) 本新株予約権の商品性 当社による行使許可」に記載の通り、一度に行使を許可することができる本新株予約権の個数の上限が定められており、株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

既存株主の利益へ配慮されているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること

下記の仕組みにより、既存株主の利益への配慮がなされているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていると考えております。

・第5回新株予約権及び第6回新株予約権について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値よりも高い株価水準で行使価額を設定することにより、将来の株価上昇局面において、かかる株価水準での更なる資本調達を実現することが期待できます。これは、株式価値の希薄化という観点からは、既存株主の利益に資するものと考えます。

・第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の判断により修正することが可能です。当初の行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を上方に修正することによって資金調達額を増額できます。他方で、長期的に株価が行使価額を大幅に下回っている場合に、当社が低い資金調達額であっても第5回新株予約権及び第6回新株予約権による資本調達が希望する場合には、行使価額を下方に修正することによって、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使を促進することができます。但し、下方に修正された場合であっても、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額に設定されておりますので、行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

- ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成30年6月29日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

資本調達の高蓋然性が高いこと

第4回新株予約権については、行使価額が日々修正されることから、当社が行使許可を行う限り、速やかに行使が進むことが期待されます。また、第5回新株予約権及び第6回新株予約権についても、新株予約権は、転換社債に比べて、株価が行使価額(又は転換価額)を上回った場合に行使(又は転換)が行われやすい傾向があることが知られており、株価上昇局面においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されることから、転換社債と比して、早期の資本調達の蓋然性が高いものと考えられます。一方、株価下落局面においても行使価額の修正により、割当予定先による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使が進みやすい状況とすることが可能です。以上の特徴により、早期に資本調達を達成できる可能性が高いと考えられます。

資金調達スキームが当社の資金需要に合致していること

本新株予約権による資金調達は、行使価額修正条項を付した第4回新株予約権と、行使価額が当初固定される第5回新株予約権及び第6回新株予約権の組み合わせによって行われます。現在の株価水準よりも高い行使価額での資本調達を見込む第5回新株予約権及び第6回新株予約権に、直ちに行使が開始され得る行使価額修正条項を付した第4回新株予約権を組み合わせることで、将来の株価上昇局面において、かかる株価水準での更なる資本調達を実現すると同時に、M&A及び資本・業務提携の機会が早期に発生した場合にも対応できる程度の資金を速やかに調達できるものと考えております。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

第4回新株予約権の下限行使価額は、上記「(2)本新株予約権の商品性 本新株予約権の構成」に記載の通り、3,357円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できない可能性があります。

第5回新株予約権及び第6回新株予約権の当初の行使価額は、上記「(2)本新株予約権の商品性 本新株予約権の構成」に記載の通り、それぞれ5,035円及び5,754円と、いずれも平成29年12月12日時点の株価水準よりも高く設定されており、株価水準によっては早期に行使が進まない可能性があります。

株価の下落局面で第4回新株予約権の行使がなされること、又は当社が第5回新株予約権及び第6回新株予約権の行使価額を下方修正することにより、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額(平成29年12月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%の水準)を下回ることはありません。

割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、行使完了までに時間がかかる又は行使が完了しない可能性があります。

本新株予約権発行後、行使期間の終盤において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。但し、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権発行の特徴)

公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権の発行においては、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使が期待され、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。

第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、現時点では新株式の適当な割当先も存在していません。一方、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行においては、上記の通り、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使をさせることが可能となり、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。

借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

転換社債の場合、必ずしも当社が希望する水準での転換価額を設定することができません。一方、本新株予約権においては、発行条件の設定の自由度が高く、当社が希望する水準での行使価額を設定することができます。

転換社債による資金調達は、調達金額が当初負債に計上されるため、株式(資本)への転換が進まない場合には、継続的な財務健全性の低下が見込まれます。転換社債の場合、新株予約権の場合に比べて、株価が転換価額を上回っても満期が近づくまでは転換が進まない傾向があることが知られており、負債から資本への転換が進まない懸念があります。一方、本新株予約権においては、新株予約権の行使が進みやすく、資本を拡充しながら、負債を圧縮することが期待できます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、本新株予約権の潜在株式数が固定されていることと比較して、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約において、本「(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」及びに記載の内容について合意する予定です。また、第4回新株予約権に関して、当社は、本第三者割当契約において、本「(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」及びに記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、第4回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第4回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第4回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第4回新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、第4回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、第4回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、第4回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第4回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

- 6 振替新株予約権

第4回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

- 7 第4回新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 第4回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

- (2) 当社は、第4回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

- 8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第4回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金8,536,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり4,268円(本新株予約権の目的である株式1株当たり42.68円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年12月28日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クレスコ 東京都港区港南二丁目15番1号
払込期日	平成29年12月28日(木)
割当日	平成29年12月28日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

- (注) 1 第5回新株予約権については、平成29年12月13日(水)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第5回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第5回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 第5回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第5回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 第5回新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含む。)のいずれかの日を修正日として、行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。</p> <p>4 行使価額の下限：当初3,357円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</p> <p>5 割当株式数の上限：第5回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数12,000,000株に対する割合は1.67%(小数点以下第3位を四捨五入))、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 第5回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第5回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：679,936,000円(但し、第5回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 第5回新株予約権には、当社の決定により第5回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第5回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株とする(第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第5回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第5回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第5回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第5回新株予約権の行使価額は、当初5,035円とする。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含む。)のいずれかの日を修正日として、行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日(以下「修正日」という。)以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号の計算によると修正後の行使価額が3,357円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。 当社は、その企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合 直前の修正日から6ヶ月以上経過していない場合</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第5回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

	<p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第5回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	---

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第5回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,015,536,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第5回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第5回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第5回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第5回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年12月29日から平成31年12月28日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第5回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第5回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第5回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 第5回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	各第5回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第5回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年6月29日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第5回新株予約権1個当たり4,268円の価額で、第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第5回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第5回新株予約権1個当たり4,268円の価額で、第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第5回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第5回新株予約権1個当たり4,268円の価額で、第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第5回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約において、前記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 本新株予約権の商品性」及び に記載の内容について合意する予定です。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、第5回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第5回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

6 振替新株予約権

第5回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

7 第5回新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 第5回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- (2) 当社は、第5回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第5回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金8,248,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり4,124円(本新株予約権の目的である株式1株当たり41.24円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年12月28日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クレスコ 東京都港区港南二丁目15番1号
払込期日	平成29年12月28日(木)
割当日	平成29年12月28日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

- (注) 1 第6回新株予約権については、平成29年12月13日(水)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第6回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第6回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第6回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 第6回新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含む。)のいずれかの日を修正日として、行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。 4 行使価額の下限：当初3,357円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。) 5 割当株式数の上限：第6回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数12,000,000株に対する割合は1.67%(小数点以下第3位を四捨五入))、割当株式数は100株で確定している。 6 第6回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第6回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：679,648,000円(但し、第6回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 第6回新株予約権には、当社の決定により第6回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株とする(第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第6回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第6回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第6回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第6回新株予約権の行使価額は、当初5,754円とする。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、平成30年6月29日以降、平成31年12月26日まで(同日を含む。)のいずれかの日を修正日として、行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該取締役会決議の翌取引日(以下「修正日」という。)以降、当該取締役会決議が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号の計算によると修正後の行使価額が3,357円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。 当社は、その企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合 直前の修正日から6ヶ月以上経過していない場合</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第6回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

	<p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第6回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	---

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第6回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,159,048,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第6回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第6回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第6回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第6回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年12月29日から平成31年12月28日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第6回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第6回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第6回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 第6回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	各第6回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第6回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年6月29日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権1個当たり4,124円の価額で、第6回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第6回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第6回新株予約権1個当たり4,124円の価額で、第6回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第6回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第6回新株予約権1個当たり4,124円の価額で、第6回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第6回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の通りです。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、第6回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第6回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 6 振替新株予約権
第6回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

7 第6回新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 第6回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- (2) 当社は、第6回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第6回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,044,114,000	10,000,000	3,034,114,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記(1)に記載の差引手取概算額3,034,114,000円の具体的な使途については、次の通り予定しています。なお、調達資金につきましては支出時期までの間、銀行預金やリスクの低い安定的な金融資産で運用を行う予定です。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
M & A 及び資本・業務提携に関わる費用	2,334百万円	平成29年12月～平成32年12月
開発体制の一層の強化及び効率化に関わる費用	400百万円	平成29年12月～平成32年12月
研究開発費	200百万円	平成29年12月～平成32年12月
その他、環境整備及びPR活動に関わる費用	100百万円	平成29年12月～平成32年12月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

上記 から は、資金使途としての優先順位にしたがって記載しております。上記支出予定時期中に、 のM & A 及び資本・業務提携の機会が予想よりも多く発生した場合には、乃至 に充当すべき金額を に充当する可能性があります。逆に、 のM & A 及び資本・業務提携の機会が十分に生じない場合には、一部を乃至 に充当することもあります。原則として、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、M & A 及び資本・業務提携に関わる費用として使用する考えであります。その場合には、適時適切に開示いたします。

したがって、当社としては、比較的早期に行使されることが見込まれる第4回新株予約権による調達資金は、基本的に のM & A 及び資本・業務提携に充当し、第5回新株予約権及び第6回新株予約権による調達資金の一部を乃至 に充当することを想定しております。

また、本新株予約権の発行後の市場動向によっては、本新株予約権の行使が進まず、上記の時期及び金額での資金調達ができない可能性もありますが、この場合には、自己資金の他、銀行借入等の資金調達手段を利用しますので、事業計画の遂行には支障がないと判断しております。なお、本新株予約権の行使が行われない場合、調達資金が減少しますが、仮に調達する資金が減少した場合、又は権利行使期間に新株予約権が全く行使されない場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではありません。

M & A 及び資本・業務提携に関わる費用について

当社グループの事業拡大、競争力の強化並びに新規事業の立ち上げ等に関わるM & A 及び資本・業務提携に係る費用、又はM & A 及び資本・業務提携後に必要なシステム開発に関わる費用です。

前記「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1 (1) 資金調達」の主な目的」に記載の通り、当社グループが事業を営む業界においては、ここ数年で、クラウドやモバイル端末を活用したシステムへの移行、IT基盤システムの統合や再構築、ビッグデータの分析率活用、ソーシャル技術のビジネス活用等、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術)に関連する領域が著しく成長し、平成28年からは人工知能(AI)、ロボティクス、IoT(Internet of Things)等の先端技術が加わり、さらに急激に変化しています。その中でも、今後はAI、IoT、ビッグデータといったデータを経営資源とするための管理基盤の構築、持続可能なIT基盤システムの構築や開発プロセスを確立するAPI(Application Programming Interface)エコノミーの活用、巧妙化するサイバー攻撃に対応するセキュリティ体制の確立等、ビジネス基盤の高度化を志向するトレンドの中、企業の「デジタル変革」に対する取組みが一層加速すると予測しております。そのような環境下において、当社グループはIoT(Internet of Things)、人工知能(AI)及びクラウドに関連する市場の急速な拡大のチャンスを活かし、主力であるソフトウェア開発事業の他、先端技術関連事業、新規事業分野における事業規模の拡大、事業領域の拡大及び収益基盤の強化を目的とした積極的なM&A及び資本・業務提携を推進していきます。

これにより、自社における開発のみならず、M&A及び資本・業務提携を通じて先端技術を積極的に取り込むことが可能となり、顧客の成長に寄与するサービス・ソリューションの充実につながると考えております。また、受注体制の強化、新技術の取込み、販売先の拡大等、グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。したがって、当社は、株式会社アイオスの株式取得(取得価額1,105,000,000円で平成22年4月1日付取得)やソラン北陸株式会社(現商号 クレスコ北陸株式会社)の株式取得(取得価額175,000,000円で平成24年4月1日付取得)をはじめ、これまで多くのM&A及び資本・業務提携を実施してきましたが、今後もより規模の大きい案件を含め、複数件のM&A及び資本・業務提携を早いペースで実施していきたいと考えております。実際、そのようなM&A及び資本・業務提携の提案を数多く受けていることから、資金を手当てすることができれば、それらを実現することが可能になると考えております。

具体的には、下記(ア)から(キ)のうち、いずれか又は複数、あるいは全てに係るM&A及び資本・業務提携に充当するケースが考えられますが、優先順位を含め、具体的な案件は現時点では未定です。当社は、これまでのM&A及び資本・業務提携の相手先の探索、検討の過程の中で、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、貴重な買収候補先・資本提携先を喪失し、また、資金調達の可否が不透明な状況で交渉することは条件面での譲歩が必要となる可能性があることを認識しております。それゆえ、下記<前回資金調達により調達した資金の充当状況>に記載の通り、第1回乃至第3回新株予約権(行使価額修正選択権付)による調達資金につき、M&A及び資本・業務提携に充当する一部の資金(133百万円)が残存していることを勘案してもなお、市場環境が比較的良好であり、かつ自己株式を多く保有している現時点で、M&A及び資本・業務提携に充当するための追加の資金を調達すべきであると判断いたしました。

- (ア) IoT分野のプラットフォーム・サービスの開発
- (イ) AIを含む先端技術分野における技術・サービス
- (ウ) ビジネス系及び組込み型ソフトウェア開発
- (エ) クラウドソリューションプラットフォーム技術・サービスの開発
- (オ) ニアショア及びオフショア開発
- (カ) 各地域における中核開発拠点
- (キ) その他、新事業分野

< 前回資金調達により調達した資金の充当状況 >

当社が平成26年11月28日に発行した第1回乃至第3回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行及び行使による調達金額1,419,120,000円(差引手取概算額)の平成29年12月13日時点の充当状況及び残存額は、以下の通りです。

なお、当社は、平成28年8月9日開催の取締役会決議に基づき、第2回新株予約権の残存する150,000個のすべて、第3回新株予約権の残存する500,000個のすべてについて、平成28年9月9日付で取得及び消却しております。

(単位：百万円)

具体的な使途	充当額
M & A 及び資本・業務提携に関わる費用	590
研究開発費及び知的財産権の取得に関わる費用	254
人員及び体制強化・人材育成に関わる費用	120
その他、環境整備及びP R活動に関わる費用	321
合計	1,285
調達資金の残存額(M & A 及び資本・業務提携に充当予定)	133

開発体制の一層の強化及び効率化に関わる費用について

当社グループの主たる事業は労働集約型のビジネスであり、「人」への依存度が非常に高くなっております。主たる費用は、以下の通りです。

- (ア) 従業員の採用(新卒・経験者採用)に関わる費用
- (イ) 協力会社(ビジネスパートナー)の確保に関わる費用
- (ウ) 海外開発拠点の開拓等オフショア体制の拡大に関わる費用
- (エ) 顧客に近接する地域における拠点(営業拠点・開発拠点)の開設に関わる費用
- (オ) 技術研修やマネジメント教育等、人材育成に関わる費用
- (カ) 効率化を高めるイノベーションに関わる費用

研究開発費について

ITの進展は日進月歩であり、当社グループの持続的な成長には、顧客ニーズ及びマーケットのトレンドを踏まえ、将来を見据えた先端技術をいち早く取り込むことが重要です。主たる費用は、以下の通りです。

- (ア) AI、クラウド、IoT、ビッグデータ等の先端技術の習得に関わる費用
- (イ) 先端技術を利活用した試作品の設計、製作、実証実験等に関わる費用
- (ウ) 新たな製品・サービスに関する調査・探究に関わる費用
- (エ) 新たな製品・サービスの開発に関わる費用
- (オ) 特許等、知的財産権戦略に関わる費用

その他、環境整備及びP R活動に関わる費用について

社員の定着やモチベーション向上の施策、働き方改革の実現、製品・サービスの拡販は、企業活動を一層活性化し、業績向上に資するものです。主たる費用は、以下の通りです。

- (ア) オフィス環境の整備に関わる費用
- (イ) インフラ整備等、業務運営の機動性向上に関わる費用
- (ウ) 製品・サービスのプロモーション活動に関する費用

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	クレディ・スイス証券株式会社
	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼CEO マーティン・キーブル
	資本金	781億円
	事業の内容	金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	クレディ・スイスKKホールディング(ネーダーランド)B.V. 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回、割当予定先を選定するにあたり、様々な資金調達先を検討して参りましたが、各資金調達先から提案を受け社内にて検討をした結果、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1(3)本新株予約権を選択した理由」に記載の通り、割当予定先が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、割当予定先が、海外機関投資家による東京証券取引所での日本株売買シェアが高く、電子取引を含め優れた株式売買プラットフォームを有しているため、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、新株予約権によるファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(各本新株予約権につきそれぞれ200,000株ずつ)です(但し、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄、「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、当社から行使の許可を受けた上で、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場での売却を中心に、適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。なお、割当予定先による第4回新株予約権の行使については、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」中で記載されている、<割当予定先による行使制限措置>に基づいて行われます。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本有価証券届出書提出日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書(平成29年3月期)に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額(平成29年3月31日現在)により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、Credit Suisse Group AG(以下「クレディ・スイス・グループAG」といいます。)の間接的な100%子会社であり、クレディ・スイス・グループAGはその株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA))の監督及び規制を受けております。

また、割当予定先は、金融商品取引業者として登録済み(登録番号：関東財務局長(金商)第66号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本保険仲立人協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、クレディ・スイス・グループAGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループがスイス連邦の行政機関であるFINMAの監督及び規制を受けていることについて確認しており、FINMAの規制の中にはマネーロンダリングに対する規制も含まれます。また当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリングにおいて、割当予定先はマネーロンダリング防止体制(日本における反社会的勢力に係るコンプライアンス体制を含む。)を確立しているとの説明を受けており、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないことを確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社(東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階 代表者寺田芳彦)(以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。)に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件(割当予定先から行使許可申請がなされた場合には、第4回新株予約権について原則として当社は行使許可を行い、第5回及び第6回新株予約権については希薄化を抑えるため一定の範囲内で行使を許可しつつ、行使の機会を確保するため行使価額は6ヶ月の期間経過ごとに修正すること、残存する新株予約権については取得請求されること、を含みます。)を設定しています。さらに、新株予約権行使による株式処分コストについて、当社株式を市場で出来高の一定割合(10%程度)の株数ずつ処分する場合に生じる株価下落リスクを加味して、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(第4回新株予約権は2,158円から3,165円、第5回新株予約権は3,405円から4,268円、第6回新株予約権は3,261円から4,124円)を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回新株予約権は3,165円、第5回新株予約権は4,268円、第6回新株予約権は4,124円とし、本新株予約権の当初行使価額を、第4回新株予約権は4,316円、第5回新株予約権は5,035円、第6回新株予約権は5,754円としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、トラスティーズ・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、トラスティーズ・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社の監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大600,000株であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数(12,000,000株)に対する比率は5.00%、平成29年9月30日現在の当社議決権総数(107,070個)に対する比率は5.60%(小数点以下第3位を四捨五入)と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数600,000株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高33,221株に対して約18.06日分であることや、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の通り、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合において、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限し、本新株予約権の行使及びそれに伴い交付される当社株式の売却が段階的に行われるようにすることも可能であることから、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)
有限会社イワサキコーポレーション	神奈川県横浜市中区山手町25 - 3	2,839,624	26.52	2,839,624	25.11
浦崎雅博	神奈川県横浜市港南区	1,181,832	11.03	1,181,832	10.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	東京都中央区晴海1丁目8 - 11	911,300	8.51	911,300	8.06
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー	0	0.00	600,000	5.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11 - 1)	550,000	5.13	550,000	4.86
佐藤和弘	神奈川県横浜市港南区	481,600	4.49	481,600	4.26
クレスコ従業員持株会	東京都港区港南2丁目15 - 1	447,172	4.17	447,172	3.95
田島裕之	埼玉県東松山市	444,800	4.15	444,800	3.93
岩崎俊雄	神奈川県横浜市中区	304,264	2.84	304,264	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	東京都港区浜松町2丁目11番3号	155,600	1.45	155,600	1.38
計		7,316,192	68.32	7,916,192	70.00

- (注) 1 当社の自己株式(1,259,500株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合10.49%)は、議決権がないため、上記の表には含めておりません。
- 2 「割当前の所有株式数」及び「割当後の所有株式数」は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、「平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく所有株式数」を記載しております。
- 3 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「平成29年9月30日現在の総議決権数」に対する「平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく所有議決権数」の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である600,000株に係る議決権数6,000個を加算した数」に対する「平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく所有議決権数」の割合を、小数点以下第3位で四捨五入して算出しております。
- 5 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年8月8日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
平成29年11月7日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月20日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月28日に関東財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年12月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年12月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年12月13日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社クレスコ 本店
(東京都港区港南二丁目15番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。